

---

## ●実業教育振興委員会●

---

1934年に文部省実業学務局長菊池豊三郎の提唱により、経済界の不況により不振となっていた実業教育の拡充を図る機会として実業教育50周年の記念式典等の諸行事が実施された。これを契機として三井合名常務理事有賀長文のよびかけで財界首脳の中に実業教育に関する懇談会が生まれ、これを母体として35年6月には文部大臣を会長とし財界首脳に教育界代表を加えた実業教育振興委員会が文部省内に設置されるに至った。文部省は早速同委員会に「我が国産業ノ趨勢ニ鑑ミ実業教育ノ方策如何」を諮問した。文部省はさらにこの時期の日中戦争の拡大にともなう準戦時経済の拡充に対応する施策を展開するにあたり、37年12月に「時局ニ対処スベキ実業教育方策如何」との諮問第2号を發した。これに対して同委員会は財界、教育界の広範な分野に意見を求めたところ166か所から詳細な回答があり、これらを参考として38年7月に冒頭に「実業教育ハ国策ニ準拠シ国内生産力ノ拡充ニカヲ致スト共ニ我ガ国ノ世界的發展ニ備ヘ特ニ日滿支經濟一体ノ確立ヲ期シテ之ガ計画運用ノ途ヲ講ズルコト」と記した答申を提出した。答申は実業教育の内容・方法など多岐にわたっているが、工業教育については「一、工業教育機関ハ全般的ニ拡充整備スル必要ヲ認ムルモ時局対策トシテハ左記工業部門ノ技術ニ携ハル各段階ノ人物ノ育成ニ特ニ留意スルコト」として「(1)機械工業 特ニ工作機械、自動車、航空機、並ビニ化学工業用機械ニ対スル工業(2)艦船工業(3)採鋳冶金工業(4)化学工業 特ニ燃料電氣化学有機合成

二 関スル工業(5)電気工業 特ニ電気通信」を掲げ、さらに「二、満支ノ資源開発ノ為、特別ノ工業教育ヲ必要トシ特ニ採鉱土木等二関シ之ニ適応スル教育ヲ施スコトノ三、中小工業ノ振興ヲ図ル為左記事項〔中略〕ニ留意スルコト」としている。この答申に沿った助成などの施策がとられた結果、工業学校が全体として拡充されただけでなく、学科構成においても、25年当時には木材工芸科、色染紡織科などが中心で3位4位の地歩を占めるに過ぎなかった機械科、電気科が最大の学科数を占めるに至り、次いで応用化学科、土木科、建築科等の産業の近代化に対応する学科が急増した。この時期以後各地に官立の高等工業学校が急増したことも特筆される。(佐々木享)

### ●就職と職業指導●

employment/vocational guidance

第2次大戦前の長い間、小学校をおえた子どもの就職は、児童(の親)あるいは縁故者と個別企業の相対で決定されており、小学校に関する限り、学校は児童の就職には何ら関与しなかった。1921年には失業対策の一環として初めて「職業紹介法」(1921年法律第55号)が制定され、市町村立の職業紹介所が設置され始めたが、職業紹介所の数が少なく、小学校卒業者で職業紹介所を介して就職する者は極めて希であった。27年11月に文部省訓令第20号「児童生徒ノ個性尊重及職業指導ニ関スル件」が出されて以後、小学校も職業指導に関心をもつことが求められた。38年に制定された「国家総動員法」(1938年法律第55号)に基づき労務動員体制が敷かれ、また同年に職業紹介法が全面的に改正されて国立の職業紹介所が全国に張り巡らされて以後、最も大量に市場に提供される新規労働力である小学校卒業者は、労務動員体制に組み込まれ、就職先を自由に選択することは許されず、必ず職業紹介所を通して就職するものとされた。これが、学校が卒業生の就職に関与する

直接の契機となった。

第2次大戦後は「職業安定法」(職安法、1946年法律第141号)が制定され、無料の職業紹介は公共職業安定所のみが実施するものとされ、労働大臣の許可がなければ、学校も卒業生の就職に関与出来なくなった。しかし戦時中に形成された方式に慣れてきた学校関係者の働きかけにより、49年には職安法の一部が改正され、学校が卒業生の就職に関与し得るようになった。中学校卒業者については職安法第25条の2により、公共職業安定所が求人を受け付け、学校を通して就職を斡旋する方式が採用された。この方式は、本質的には、30年代に形成された方式を継承したものと見える。公共職業安定所が介在しているので、労働条件等に問題が生ずることはなかったといわれる。50年代後半から60年代前半にかけては、この方式により、農山村から遠隔の工業地帯の企業に就職するいわゆる集団就職が実施された。「職業指導」の教育課程上の位置づけは、中学校では58年の、高等学校では60年の学習指導要領改訂以後、「進路指導」とされている。

戦前の中等学校、専門学校や大学では、早い時期から学校が卒業生の就職の世話をする場合が多かった。戦後は、高等学校の大部分と大学は、職安法第33条の2により公共職業安定所の許可を得て、学校が直接に求人を受け付け、卒業者の就職を斡旋する方式が採られた。高等学校や上述の中学校卒業者の就職斡旋については、生徒からみれば、試行錯誤を重ねながら就職先を選択するのではなく、公共職業安定所あるいは学校が紹介する事業所の中から選ぶほかない方式で、そこでは1人1社主義が貫徹される。その意味では、職業選択の自由が文字通りには機能していないとみられる。しかしこの方式が欧米諸国に比較して就職後の定着率を著しく高める要因になっているといわれる。大学卒の就職に関しては、企業によるいわゆる指定校制度が学歴